

パートナーシップ制度

の導入を目指して

セクシャルマイノリティの方やその支援者の方の話を聞いて施策に反映するため、高知市 の制度制定に協力したNPO団体レインボー高知の方との意見交換会を開催しました。

人権課 **257-8507** FAX 56-0576

パートナーシップ制度は法的に効力があ

るものではないですが、無いのとあるので

は違うという意見が多いですね。法的で

はないけれど、パートナーと生きていくこと

を結婚と同じように祝福されたいし、認め

られたい。そのためのパートナーシップ登

録制度だと思います。

パートナーシップ制度って?

同性カップルを「婚姻に相当する関係」と認め、お互 いをパートナーと定義する制度のこと。

市では令和4年度中の導入を目指しています。導入 にあたって多様性をふまえた職員マニュアル・対応 マニュアルの作成、職員研修・講演会の開催を進め ています。

当事者(セクシャルマイノリティ)の 方が希望している取り組みなどは ありますか。

公共施設で利用するトイレや更衣室問 題があります。男女でしか分かれていな い場合が多いんです。トイレにレインボー マークをつけては、という意見もあります が、それによって入りやすくなるという人 と、入ることによってカミングアウトする 形になるので入りづらいという人がいま す。安易にマークがあればいいというも のでもありません。

人それぞれ性格があり、意見や考え方 も違いますよね。自分たちもその中の1 人だというだけ。マイノリティだからこう 考える、というのはありません。



職員も含め、多様性について理 解を深めるためにできることは?

わたしたちはファンタジーではなく現実の人間として存 在しています。

何より知ることから始めて、知ったなら少しずつ変えてい ければいいなと思う。知ったうえで理解できるできないは 分かれるかもしれないけど、たとえば呼び方でも「旦那さん (奥さん)」から「パートナー」に置き換えることはできます。 制度が導入されることによって理解が進むという動きも出 てくると思います。

日常の中で困ることや、不便だな と感じるところはありますか。

夫婦であれば認められている権利が認められてい ないところ。職場の手当や控除はないし、看病のた めの休暇もとれない。病院ではパートナーの病状 説明も聞けないんです。当たり前のことが認めら れず、出来ないことも多い。優遇してほしいわけ じゃなくて、ちょっとでも改善されてほしいという思 いなんです。

いろいろな多様性があることを理解していただい て、選択肢を増やしてほしい。わたしたちには選択 肢がない。普通にあるものが無いのかなって思う ことが成人になると増え、歳をとるともっとある ように思います。

話し時のほ泥を放尾立つ

■防災対策課 ☎57-8501

~香南市総合防災訓練を実施しました~

\防災·避難訓練/



📕 月7日(日) 9時のサイレンを合図に各地区で避難訓練を実施し、避難訓 11 月/ロ(ロ/ソビック・ロー・コー・コー・コー 無終了後は、香我美小学校グラウンドで総合防災訓練を開催。市内全域 で4,132人が参加しました。香我美小学校では、高知県警察航空隊のヘリコプ ターでの被害状況調査訓練、「Shikoku k-9」による災害救助犬デモンストレー ション、自衛隊・警察・消防本部の車両展示など、防災・減災学習を行いまし た。受付での消毒や検温を行い、新型コロナウイルス感染症に配慮した開催と なりましたが、多くの市民が参加しました。





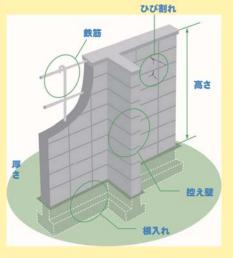




防災information

ブロック塀のチェックをしましょう!

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。もし不適合があり、 条件に合っていれば、補助制度も活用できます。詳しくは防災対策課までお問い合わせください。



- 1. 塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは10cm以上か。 (塀の高さが 2 m超2.2m以下の 場合は15cm以上)
- 3. 塀の長さ3.4m以下ごとに塀の高さ の1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋は入っているか。 ※専門家に相談しましょう

- ▼ 組積造(れんが造、石造、鉄筋の ないブロック造)の塀の場合
- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの 1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。 ※専門家に相談しましょう

出典:パンフレット「地震からわが家を守ろう」 日本建築防災協会 2013.1 一部改正

22 2021.12